

財務省告示第三百三十九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成十九年三月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

輸出統計昭和八年一一一・丸〇四月	を
100 - - 第8519.10号から第8519.39号までの機器のもの	K G
200 - - 第8519.30号の機器のもの	K G

改め
る。

輸入統計品目表第四二一號中「黒松、銀桺、蘆松」を「特別外國學校」に改める
輸入統計品目表第一一・一號、第一一・九號、第一三・一號、第一八・九
號、第一一・一號、第一一・二・九號、第一一・三・一號から第一一・三・二號まで
の規定、第一一・四・一九號、第一一・四・二九號、第一一・八・一一号、第一九一・二號、第
一九一・九號、第一九四・一號から第一九四・九號までの規定及び第二一・六・九號

母「及び同法第45条第1項ただし書」や「、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号」立候也。輸入税品呑皿紙巾等「」ナ・リ。母「工業用アルコール」のトヨ「又は酢酸エチル若しくはエチルアミン」を呑也。

輸入統計昭和第五回一〇〇・〇〇年「農畜産業振興事業団」が「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。